

「令和3年度税制改正の大綱」のポイント

令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」より、主な改正項目をピックアップして、ご案内します。

なお、本情報は、令和3年1月22日現在財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。ご利用の際にはご注意ください。



個人所得課税

pp.1-2

- 住宅ローン控除の特例の延長等
- 退職所得課税の適正化
- その他の主な改正事項

資産課税

pp.3-5

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- その他の主な改正事項

法人課税・国際課税

pp.6-9

- 人材確保等促進税制にリニューアル
- 所得拡大促進税制の見直し・延長
- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
- 中小企業設備投資税制の延長等
- 医療用機器等の特別償却制度の見直し
- その他の主な改正事項

その他の改正

pp.10-11

- 税務関係書類における押印義務の見直し
- 車体課税
- その他の主な改正事項

個人所得課税

○住宅ローン控除の特例の延長等

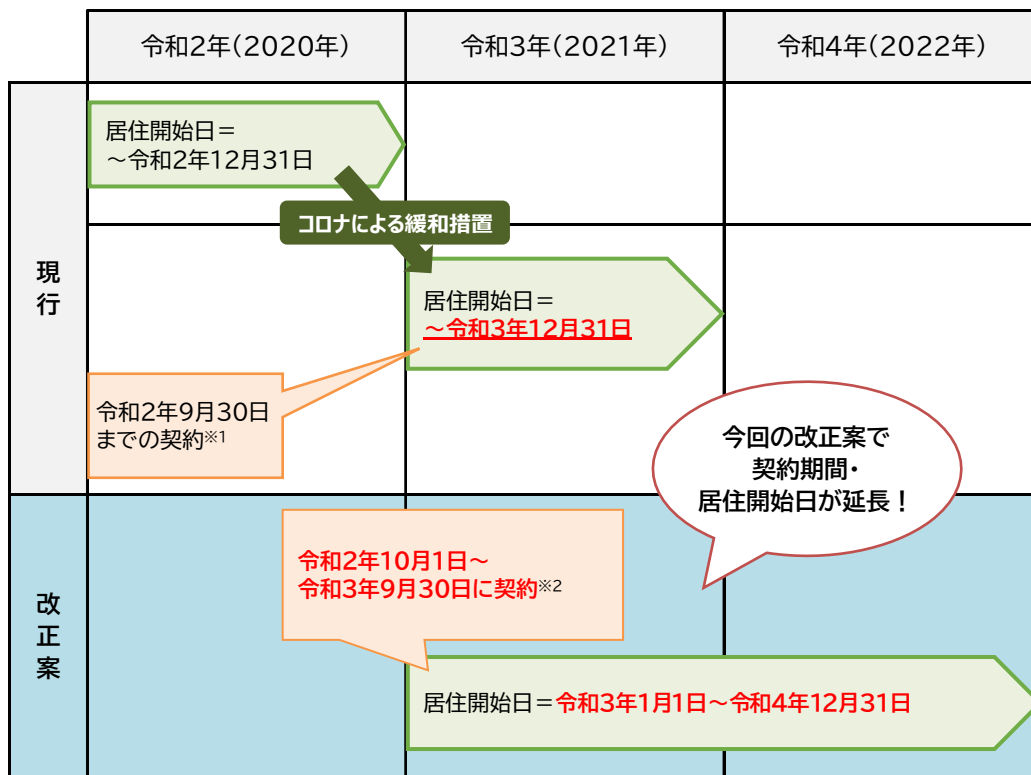
所得税・個人住民税/減税

消費税率 10%が適用される住宅の取得等をした場合の、控除期間 13 年の特例について、

- 令和 4 年末までの入居者を対象に、一定の条件下、適用期限を延長
- この延長した部分に限り、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件を 40 m²以上に緩和（現行 50 m²以上）

●改正案イメージ図

住宅を新築した場合の住宅借入金等特別控除(控除期間 13 年)



※1 分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年11月30日まで。

※2 分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月1日~令和3年11月30日。

更に…

その年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である個人が取得等をした場合、床面積が 40 m²以上 50 m²未満である住宅の用に供する家屋についても適用が可能に

○退職所得課税の適正化

所得税・個人住民税／増税

雇用が流動化している現状にあわせ、勤続年数5年以下の退職者（法人役員等以外）に対する退職金については、

- 2分の1課税の適用に上限を設け、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については適用しない
- 令和4年分以後の所得税に適用
- 個人住民税も所要の措置を講じる

●2分の1課税

①法人役員等の場合〈改正なし〉

勤続5年超	適用可 ○
勤続5年以下	適用不可 ×

②従業員の場合〈勤続年数5年以下の場合に改正あり〉

	現行	改正案(令和4年分以後)	
勤続5年超		適用可 ○	
勤続5年以下	適用可 ○	300万円*以下の部分	適用可 ○
		300万円*超の部分	適用不可 ×

※退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額

○その他の主な改正事項

- セルフメディケーション税制の見直し
 - ・ 対象の重点化、手続の簡素化の上、5年間延長
- 子育てに係る助成等の非課税措置
 - ・ 国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）について、非課税に

この他、

- 確定拠出年金の拠出限度額の見直し
- 個人住民税の特定配当等の源泉分離課税の手続簡素化
- 同族会社の社債利子及び償還金の課税強化
- 特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除等の対象寄附金の見直し
- 源泉徴収関係の電子提出にかかる税務署長の承認廃止

資産課税

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

贈与税/減税

直系尊属からの住宅取得等資金贈与に対する贈与税の非課税措置について、

- 現行の措置を令和3年4月1日以降も維持し、令和3年末まで適用
- 合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を40㎡以上に緩和（住宅ローン控除と同様の措置）

●現行

契約締結日	令和2.4.1～令和3.3.31		DOWN ↓	令和3.4.1～令和3.12.31	
種類	省エネ等住宅	それ以外		省エネ等住宅	それ以外
消費税率10%が適用された新築等	1,500万円	1,000万円		1,200万円	700万円
それ以外の新築等	1,000万円	500万円		800万円	300万円

令和3年4月1日から非課税枠が引下げられる予定だったのが…



同額が維持されました！

●改正案

契約締結日	令和2.4.1～令和3.3.31		KEEP! →	令和3.4.1～令和3.12.31	
種類	省エネ等住宅	それ以外		省エネ等住宅	それ以外
消費税率10%が適用された新築等	1,500万円	1,000万円		1,500万円	1,000万円
それ以外の新築等	1,000万円	500万円		1,000万円	500万円



令和3年1月1日以後の贈与からは、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である個人が取得等をした場合、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用可能

※特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度にもこれと同じ面積要件が適用されます

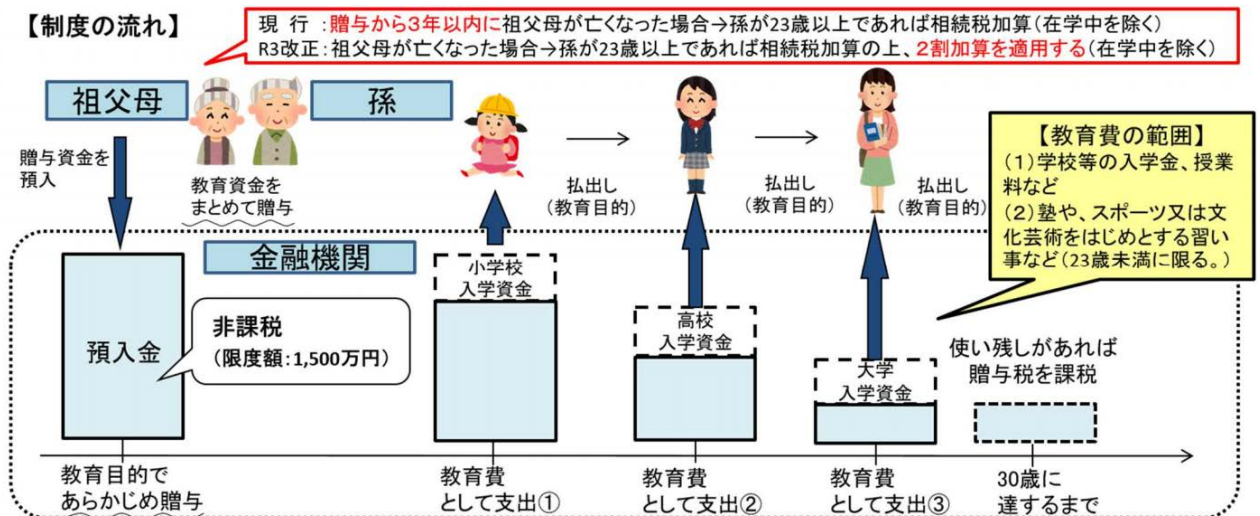
○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

贈与税／増税・減税

節税目的での制度利用を防止するため、祖父母等から孫等に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、贈与者である祖父母が死亡した場合、

- 贈与からその死亡の日までの年数に関わらず、**贈与者死亡時の管理残額を相続等により取得したものとみなす**
 - ※ 但し、その死亡の日を受贈者が次のいずれかの場合は対象外
 - イ 23歳未満である場合
 - ロ 学校等に在学している場合
 - ハ 教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合
- 贈与者死亡時の残高に係る相続税額に**2割加算を適用**（いわゆる「相続税額の2割加算」が適用される）
- **令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に適用**
- 適用期限を**2年間延長**（令和5年3月31日まで）

●イメージ図



図の出典：文部科学省「令和3年度 文部科学省税制改正の概要」 https://www.mext.go.jp/content/20201221-mxt_kanseisk01-10000584_1.pdf

○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

贈与税／増税・減税

祖父母等から孫等に対する結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、

- 贈与者である祖父母が死亡した場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に**2割加算を適用**（令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に適用）
- 受贈者である子・孫等の年齢要件を**18歳以上に引下げ**（令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に適用）
- 適用期限を**2年間延長**（令和5年3月31日まで）

○その他の主な改正事項

■ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・ 宅地等及び農地の負担調整措置、令和5年度まで現行の仕組みを継続
- ・ 令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く

■ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・ 就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない

この他、

- 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の見直し
- 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し
- 相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の延長
- 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長
- 相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の見直し・延長
- 不動産取得税の特例措置の延長

法人課税・国際課税

○人材確保等促進税制にリニューアル

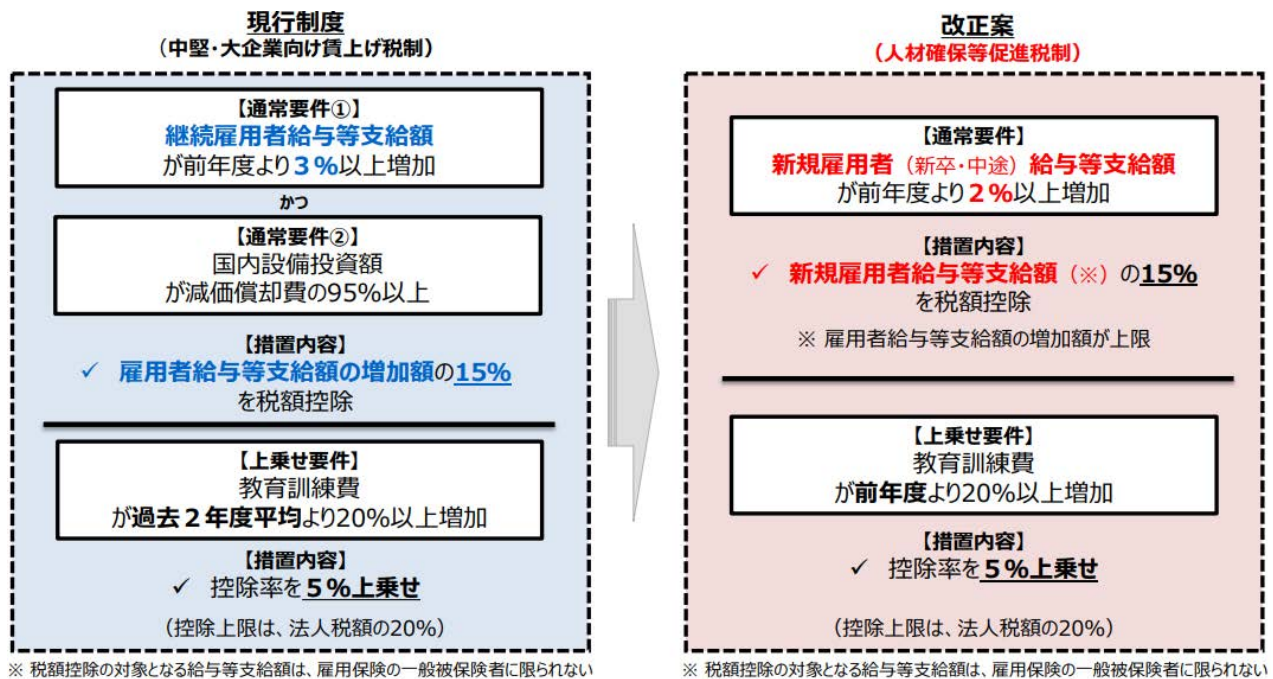
所得税・法人税・事業税／増税・減税

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた人材獲得・育成への投資促進のため、現行の中堅・大企業向け賃上げ税制を人材確保等促進税制にリニューアル

- **新規**（新卒・中途）雇用者の給与等支給総額が前年度より**2%以上増加**した場合
- 給与等支給総額の**15%**を税額控除（教育訓練費が前年度より**20%以上増加**した場合、さらに**5%上乗せ**）
- **令和4年度末まで適用**

●改正案の概要

<赤字が主な改正箇所>



図の出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

○所得拡大促進税制の見直し・延長

所得税・法人税・法人住民税／増税・減税

雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、見直し・簡素化

- 企業全体の給与等支給総額を前年度比1.5%以上増加させた場合、
- 増加額の15%を税額控除（2.5%以上増加等でさらに10%上乘せ）
- 適用期限を2年間延長（令和4年度末まで適用）

●改正案の概要

<赤字が主な改正箇所>

《現行制度》	《改正案》
<p>【通常要件①】 継続雇用者給与等支給総額が前年度比で1.5%以上</p> <p>かつ</p> <p>【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <hr/> <p>【上乘せ要件】 継続雇用者給与等支給総額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと</p> <p>I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>	<p>【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除</p> <hr/> <p>【上乘せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと</p> <p>I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること</p> <p>【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%</p>

図の出自：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

○中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

所得税・法人税・法人住民税／増税・減税

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（租税特別措置法により19%⇒15%に軽減）を2年間延長

●改正案の概要

法人の規模	本則税率		措置法税率
	所得金額	税率	
大法人(資本金1億円超の法人等、中小法人以外の法人)	一律	23.2%	—
中小法人(原則、資本金1億円以下の法人)	年800万円超	23.2%	—
	年800万円以下	19%	15%

出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf 筆者一部編集

○中小企業設備投資税制の延長等

所得税・法人税・法人住民税／増税・減税

- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に取り込み（不動産業、商店街振興組合等に移管）制度を一本化し、適用期限を2年間延長
- 中小企業経営強化税制について、計画認定手続の柔軟化等とともに、適用期限を2年間延長

●改正案の概要

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長（2年） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 ※計画認定手続を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長（2年） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止	

☑ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

○医療用機器等の特別償却制度の見直し

所得税・法人税／増税・減税

医療用機器等の特別償却制度について、

- 医療用機器に係る措置につき次の見直しを行った上、適用期限を2年間延長
 - ・ 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置を講ずる
 - ・ 対象機器の見直し

医療用機器等の特別償却制度	特別償却
医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度	取得価額×15%
地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	取得価額×8%
高額な医療用機器に係る特別償却制度	取得価額×12%

○その他の主な改正事項

- **デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設**
 - ・ 「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合、特別償却（30％）又は税額控除（3％・5％）の選択適用
- **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設**
 - ・ 脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、特別償却（50％）又は税額控除（5％・10％）の選択適用
- **活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し**
 - ・ 厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げ（現行：25％→30％）
 - ・ インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6％→2％）
 - ・ クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用を研究開発税制の対象に
- **繰越欠損金の控除上限の特例**
 - ・ コロナ禍に赤字であっても果敢に前向きな投資（カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等）を行う中堅・大企業に対し、認定を受けた計画に基づき投資した範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100％（現行：所得の金額の50％）とする特例を創設
- **株式対価M&Aを促進するための措置の創設**
 - ・ 自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる
- **中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設**
 - ・ M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設

この他、

- 地域未来投資促進税制の延長・強化
- 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し
- 割賦販売法の改正に伴う貸倒引当金制度の改正
- 外国子会社配当に係る源泉税等の取扱いの見直し
- 過大支払利子税制における対象純支払利子等の額の範囲の見直し
- リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組合員に対する課税の特例の見直し

その他の改正

○税務関係書類における押印義務の見直し

行政改革に伴い、

- 税務署長等に提出する国税関係書類の押印義務を廃止（実印・印鑑証明書を求めている手続等を除く）
- 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、押印不要に
- 令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類、地方税関係書類に適用
- 令和3年3月31日以前についても、今回押印不要となった税務関係書類については、押印がなくとも改めて押印は求められない

●改正案の概要

押印が 不要 となる書類	押印が引き続き 必要 な書類
これまで認印による押印が認められていた書類については、押印が不要となります	実印・印鑑証明書を求められている手続については、引き続き押印が必要です
税務書類(申告書、申請書、届出書、調書、その他の書類)(※右欄の書類を除く) ✓ 確定申告書 ✓ 修正申告書 ✓ 更正の請求書 ✓ 青色申告承認申請書 ✓ 年末調整関係書類 ✓ 法定調書合計表等の調書 等	1. 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 ✓ 所有権移転登記承諾書 ✓ 抵当権設定登記承諾書 2. 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類 ✓ 遺産分割協議書 等

○車体課税

自動車重量税・自動車税・軽自動車税/減税

- 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割は、
 - ・ 2030年度燃費基準により区分を見直し
 - ・ 各種割合は現行水準を維持
- 環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9ヶ月間延長（令和3年12月31日まで）
- グリーン化特例（軽課）は、
 - ・ 対象を電気自動車等に限定（クリーンディーゼル車を対象外）
 - ・ 2年間延長（令和5年3月31日まで）

○その他の主な改正事項

■ 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ・ 経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準向上のため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直し
- ・ スキャナ保存制度はペーパーレス化促進の観点から、手続・要件を大幅に緩和し、電子データの改ざん抑止の措置を講ずる

■ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・ 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAXを通じた電子納付を可能に

■ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- ・ 納税義務者用の通知について、eLTAX や特別徴収義務者経由での電子的送付を可能に

■ 国際的徴収回避行為への対応

- ・ 滞納者の徴収回避行為に対処し、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直し

■ 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

- ・ 課税売上割合に準ずる割合を適用したい課税期間内に承認申請書を提出し、かつ、翌課税期間開始以後 1 ヶ月を経過する日までに税務署長の承認が得られれば当該課税期間から適用が可能に（現行は、課税期間内に承認まで必要）

■ 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

- ・ 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として、保存が義務化されている本人確認書類の一部を対象から除外

この他、

- 納税管理人制度の拡充
- スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設
- 国外からの納付方法の拡充
- e-Tax による申請等の方法の拡充
- 処分通知等の電子交付の拡充
- クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備
- 復興支援のための税制上の措置
- 関税の暫定税率等の適用期限の延長等
- 個別品目の関税率の見直し

参考：

財務省「令和3年度税制改正の大綱」https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf
財務省「令和3年度税制改正の大綱の概要」https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/03taikou_gaiyou.pdf
経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf
文部科学省「令和3年度 文部科学省税制改正の概要」https://www.mext.go.jp/content/20201221-mxt_kanseisk01-100000584_1.pdf
厚生労働省「令和3年度厚生労働省関係税制改正について」https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189018_00007.html
国土交通省「令和3年度国土交通省税制改正概要」<https://www.mlit.go.jp/page/content/001377449.pdf>